

# 令和2事務年度における相続税の調査等の状況

---

令和3年12月  
広島国税局

## I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

## II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

## III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実施しました。

令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は大幅に減少しましたが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、**実地調査1件当たりの追徴税額は742万円（対前事務年度比140.5%）**となり、過去10年間で最高となりました。

### ○ 相続税の実地調査実績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	476 件	240 件	50.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	397 件	204 件	51.4 %	
③	非違割合 (②/①)	83.4 %	85.0 %	1.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	67 件	33 件	49.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.9 %	16.2 %	▲0.7 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	13,068 百万円	7,882 百万円	60.3 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	2,973 百万円	2,061 百万円	69.3 %	
⑧	追徴 税額	本税	2,136 百万円	1,480 百万円	69.3 %
⑨		加算税	375 百万円	301 百万円	80.3 %
⑩		合計	2,511 百万円	1,781 百万円	70.9 %
⑪	1 実 地 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	2,745 万円	3,284 万円	119.6 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	528 万円	742 万円	140.5 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の状況

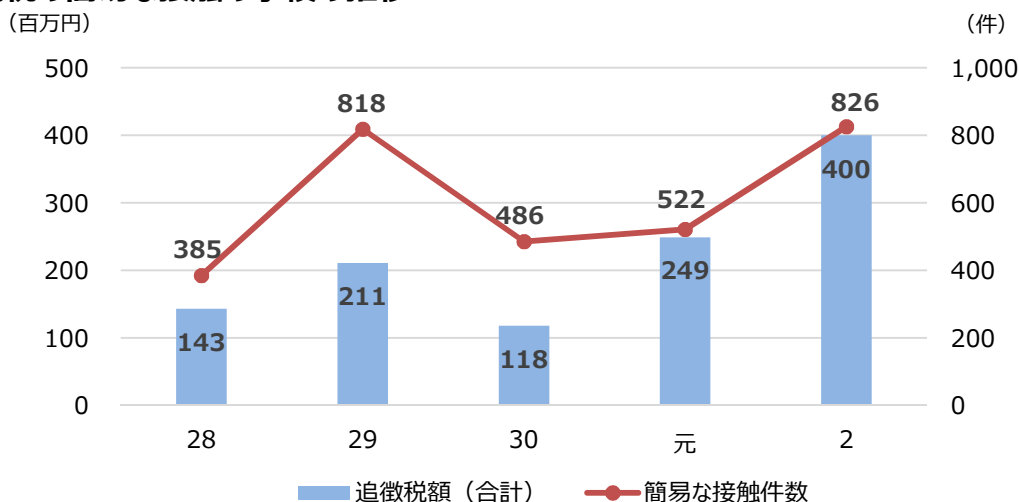
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、積極的に簡易な接触に取り組むことにより、**簡易な接触件数は826件（対前事務年度比158.2%）、申告漏れ等の非違件数は226件（同172.5%）、申告漏れ課税価格は5,020百万円（同161.1%）、追徴税額は400百万円（同160.6%）**と、いずれも簡易な接触の事績を集計し始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	522 件	826 件	158.2 %	
②	申告漏れ等の非違件数	131 件	226 件	172.5 %	
③	申告漏れ課税価格	3,116 百万円	5,020 百万円	161.1 %	
④	追徴税額	本税	240 百万円	382 百万円	159.2 %
⑤		加算税	9 百万円	18 百万円	200.0 %
⑥		合計	249 百万円	400 百万円	160.6 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	597 万円	608 万円	101.8 %
⑧	2 追徴税額	追徴税額 (⑥/①)	48 万円	48 万円	100.0 %

### ○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



## Ⅱ 調査に係る主な取組

### 1 無申告事案に対する実地調査の状況

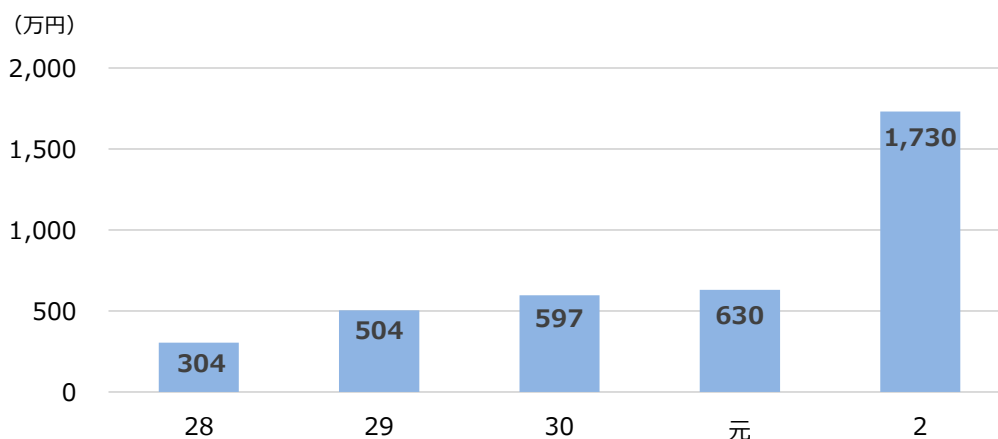
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額は1,730万円（対前事務年度比274.6%）**と増加し、**無申告事案に対する実地調査1件当たりの追徴税額の集計を始めた平成21事務年度以降で最高となりました。**

#### ○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	63 件	33 件	52.4 %	
②	申告漏れの非違件数	55 件	31 件	56.4 %	
③	非違割合 (②/①)	87.3 %	93.9 %	6.6 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	4,628 百万円	3,486 百万円	75.3 %	
⑤	追徴 税 額	本税	310 百万円	431 百万円	139.0 %
⑥		加算税	87 百万円	140 百万円	160.9 %
⑦		合計	397 百万円	571 百万円	143.8 %
⑧	1 実 地 調 査 当 た り	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,346 万円	10,564 万円	143.8 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	630 万円	1,730 万円	274.6 %

#### ○ 無申告事案に係る実地調査1件当たりの追徴税額の推移



## 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

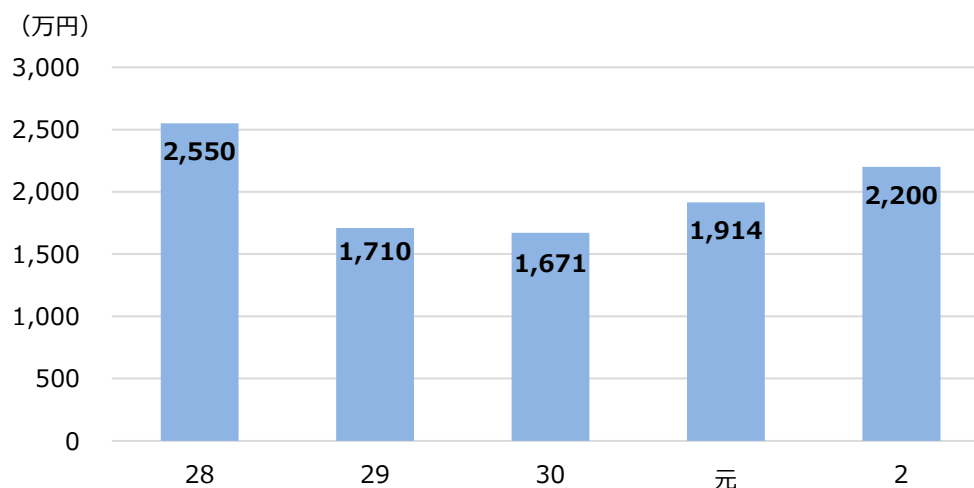
令和2事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は4件（対前事務年度比57.1%）、非違1件当たりの申告漏れ課税価格は2,200万円（同114.9%）でした。

### ○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	令和元事務年度	令和2事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数	30 件	14 件	46.7 %	
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	22 件	12 件	54.5 %	
	7 件	4 件	57.1 %	
③ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	622 百万円	176 百万円	28.3 %	
	134 百万円	88 百万円	65.7 %	
④ 非違1件当たりの申告漏れ課税価格（③/②）	2,827 万円	1,467 万円	51.9 %	
	1,914 万円	2,200 万円	114.9 %	

- (注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。
- 2 ②から④欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

### ○ 海外資産に係る非違1件当たりの申告漏れ課税価格の推移



### 3 贈与税に対する実地調査の状況

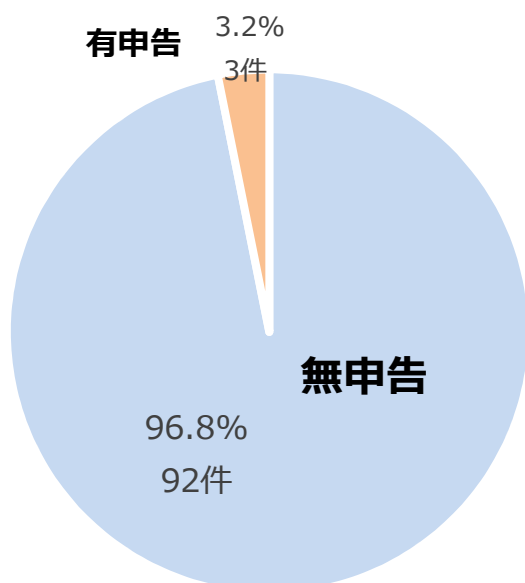
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和2事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は115万円（対前事務年度比75.2%）でした。

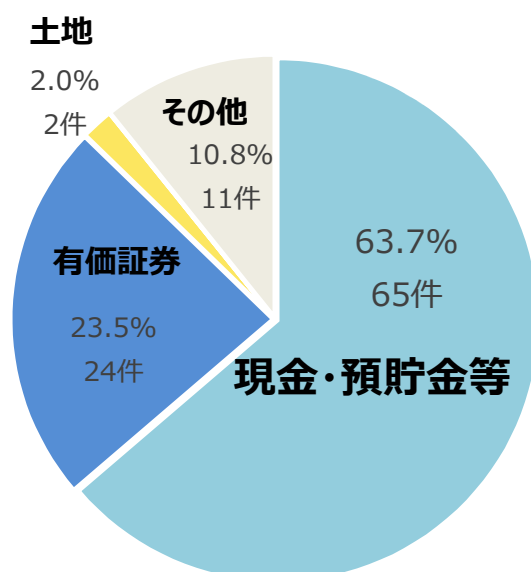
#### ○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	実地調査件数	203 件	111 件	54.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	187 件	95 件	50.8 %	
③	申告漏れ課税価格	1,162 百万円	479 百万円	41.2 %	
④	追徴税額	311 百万円	128 百万円	41.2 %	
⑤	1 実地 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (③/①)	572 万円	432 万円	75.5 %
⑥		追徴税額 (④/①)	153 万円	115 万円	75.2 %

#### ○ 申告漏れ等の非違件数の状況



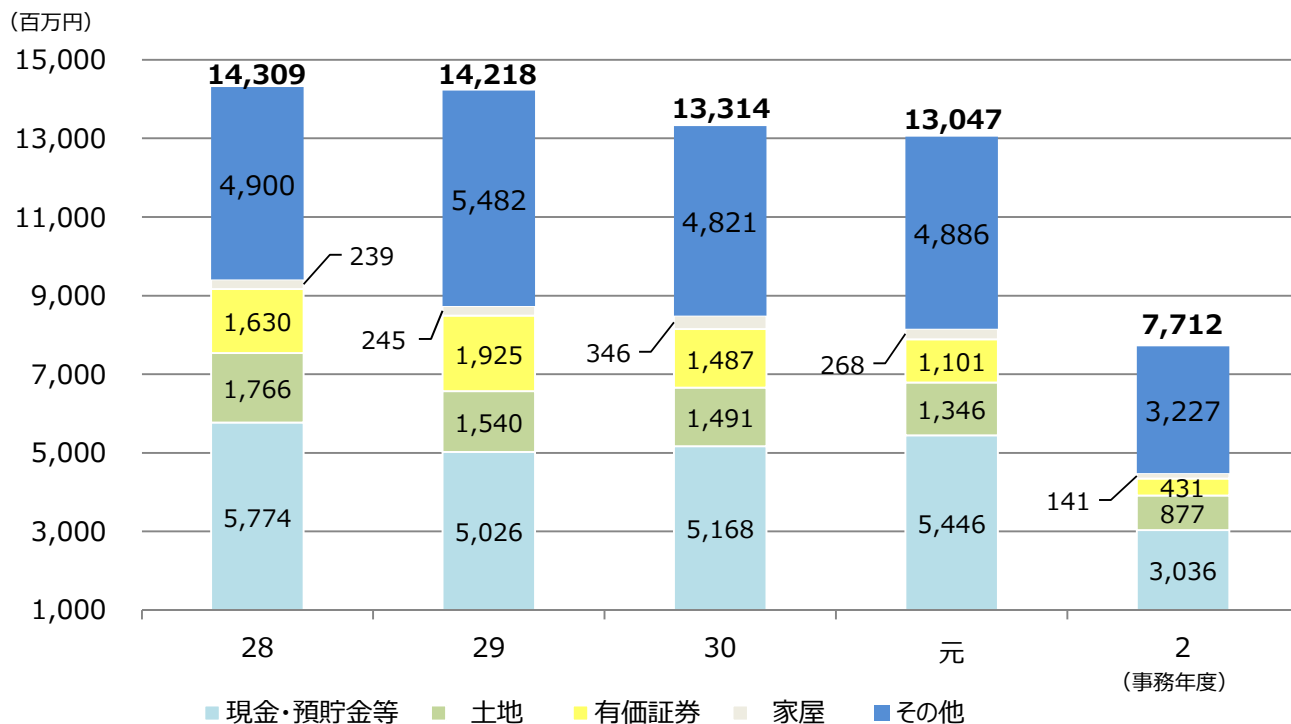
#### ○ 調査事績に係る財産別非違件数



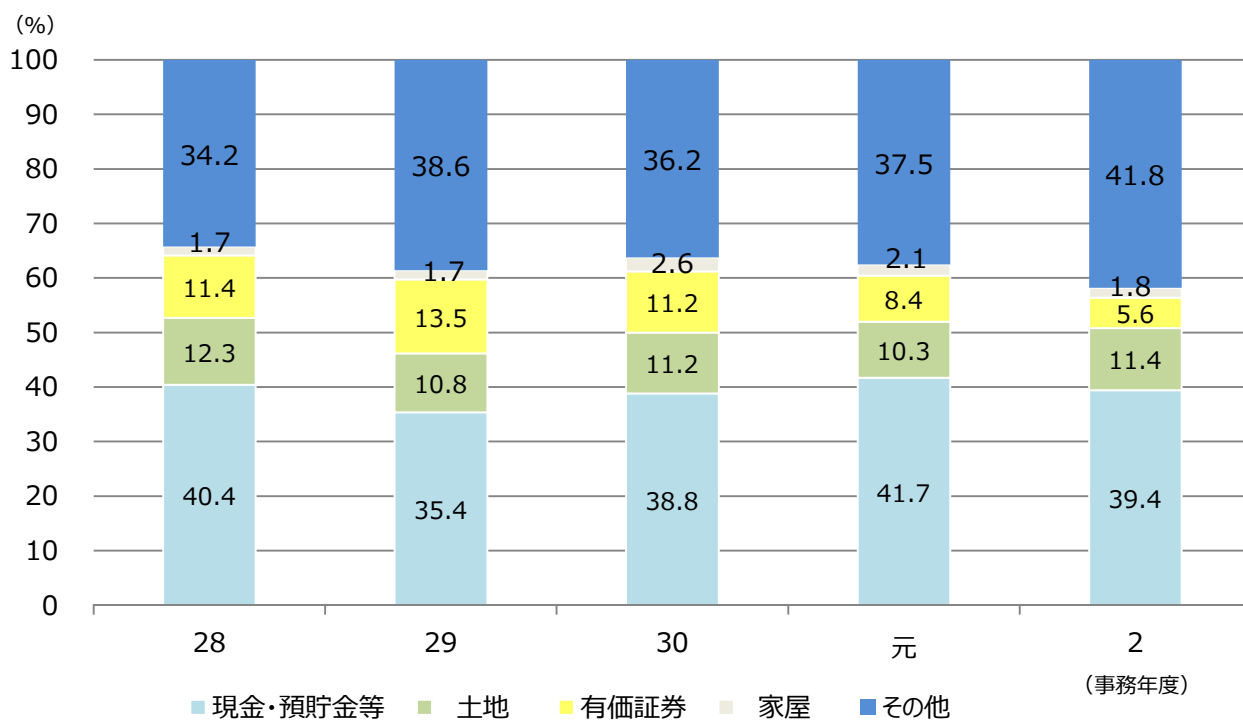
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

### Ⅲ 参考計表

#### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



#### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



# 令和 2 事務年度における相続税の調査等の状況

---

## (県別計表)

令和 3 年 12 月

広島国税局

### I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査事績
- 2 相続税の簡易な接触の事績
- 3 相続税の簡易な接触の事績の推移

### II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



# I 相続税の調査等の状況

## 【鳥取県】

### 1 相続税の実地調査事績

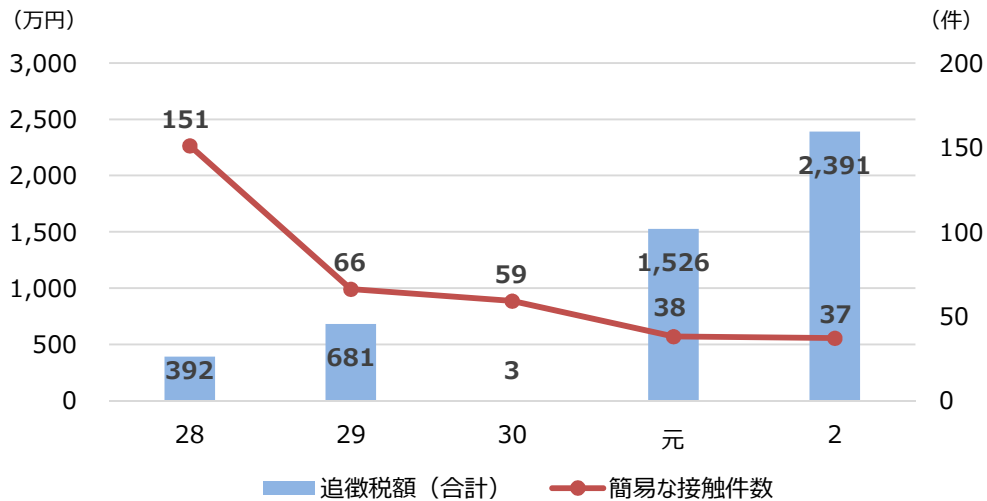
項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	34 件	18 件	52.9 %	
②	申告漏れ等の非違件数	32 件	15 件	46.9 %	
③	非違割合 (②/①)	94.1 %	83.3 %	▲10.8 ポイント	
④	重加算税賦課件数	6 件	2 件	33.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	18.8 %	13.3 %	▲5.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	1,027 百万円	439 百万円	42.7 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	156 百万円	76 百万円	48.7 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	107 百万円	53 百万円	49.5 %
⑨		加算税	19 百万円	13 百万円	68.4 %
⑩		合計	126 百万円	66 百万円	52.4 %
⑪	1 実 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	3,021 万円	2,439 万円	80.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	371 万円	367 万円	98.9 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の事績

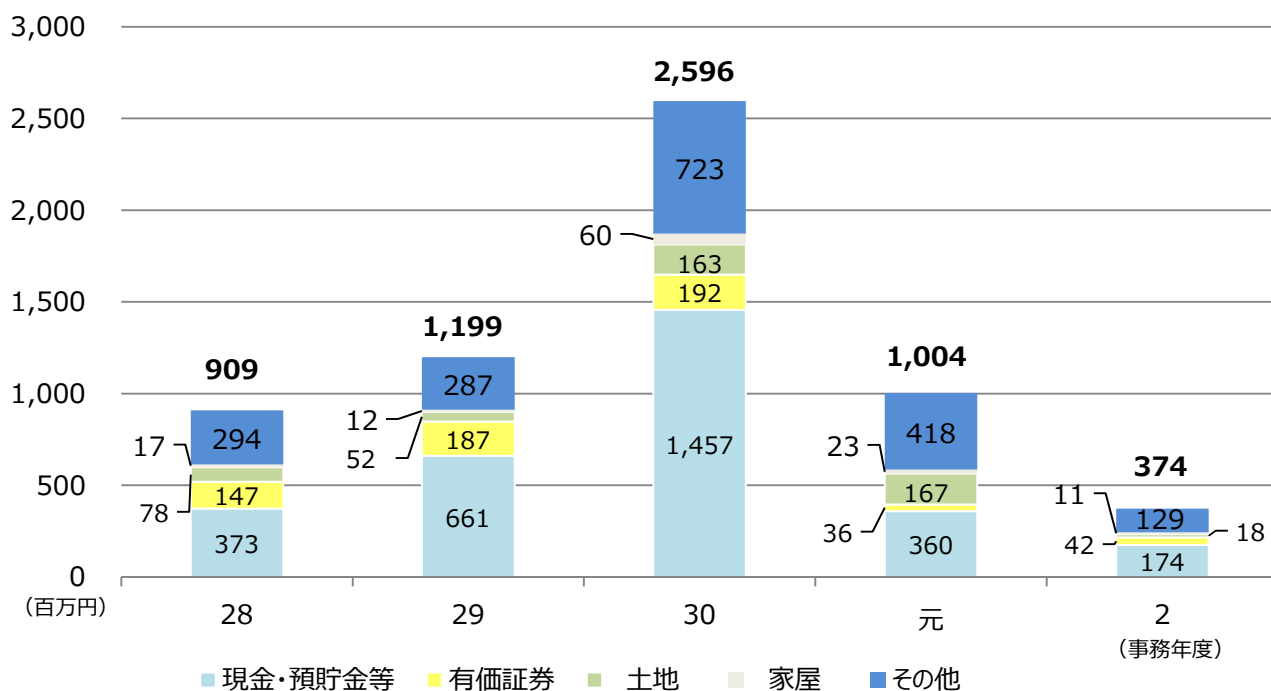
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	38 件	37 件	97.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	7 件	11 件	157.1 %	
③	申告漏れ課税価格	21,991 万円	40,880 万円	185.9 %	
④	追徴税額	本税	1,476 万円	2,248 万円	152.3 %
⑤		加算税	51 万円	143 万円	280.4 %
⑥		合計	1,526 万円	2,391 万円	156.7 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	579 万円	1,105 万円	190.8 %
⑧	当たった接触	追徴税額 (⑥/①)	40 万円	65 万円	162.5 %

## 3 相続税の簡易な接触の事績の推移

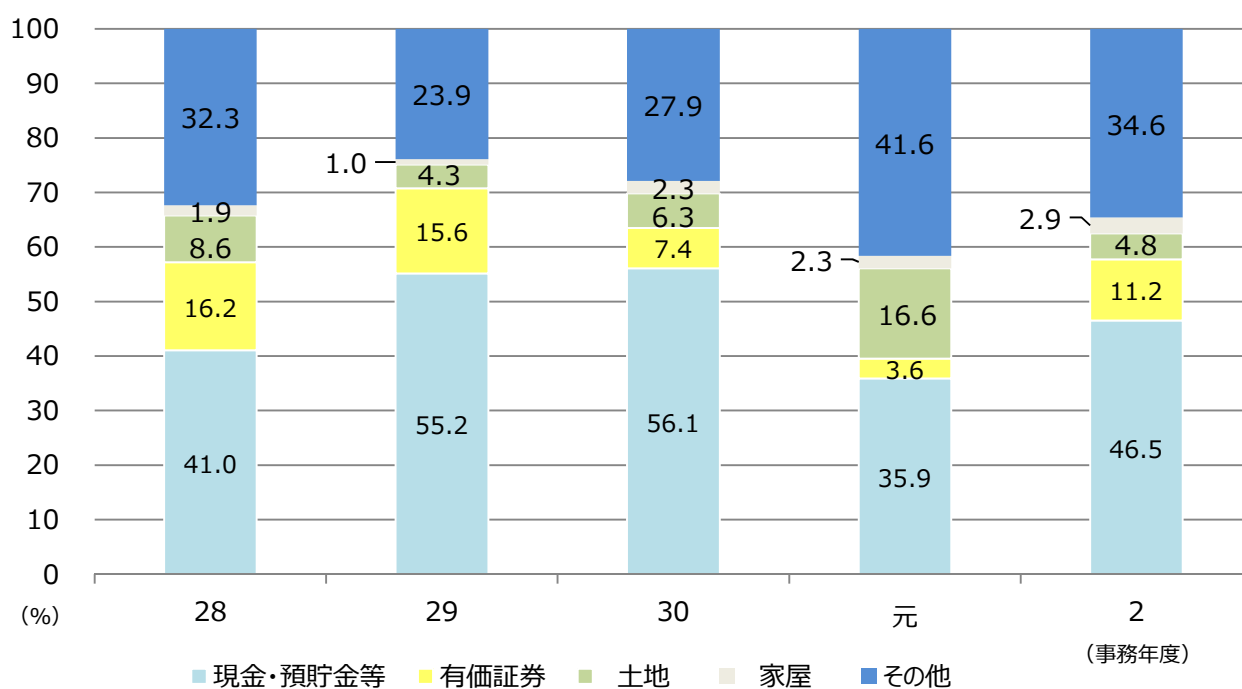


## Ⅱ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



# I 相続税の調査等の状況

## 【島根県】

### 1 相続税の実地調査事績

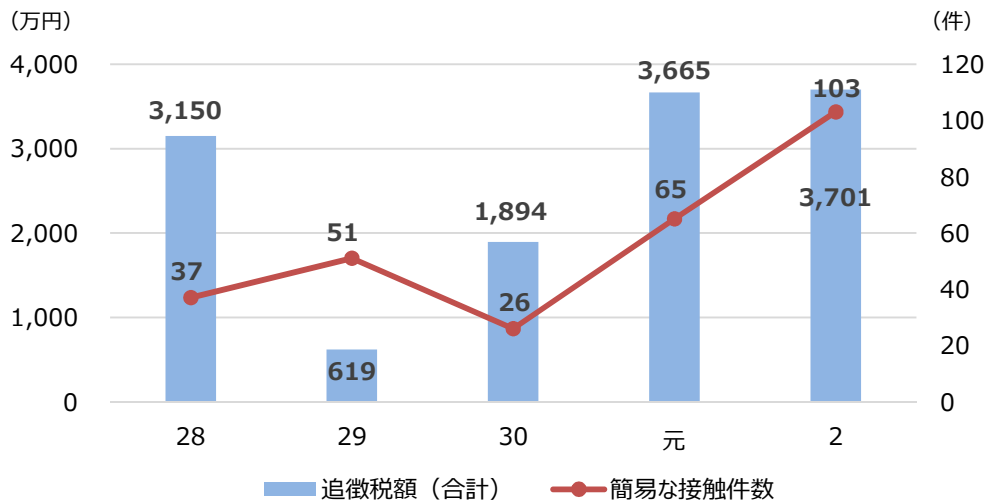
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	実地調査件数	42 件	15 件	35.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	33 件	13 件	39.4 %	
③	非違割合 (②/①)	78.6 %	86.7 %	8.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	6 件	1 件	16.7 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	18.2 %	7.7 %	▲10.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	1,147 百万円	396 百万円	34.5 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	134 百万円	54 百万円	40.3 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	128 百万円	19 百万円	14.8 %
⑨		加算税	18 百万円	3 百万円	16.7 %
⑩		合計	146 百万円	22 百万円	15.1 %
⑪	1 実 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	2,731 万円	2,640 万円	96.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	348 万円	147 万円	42.2 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の事績

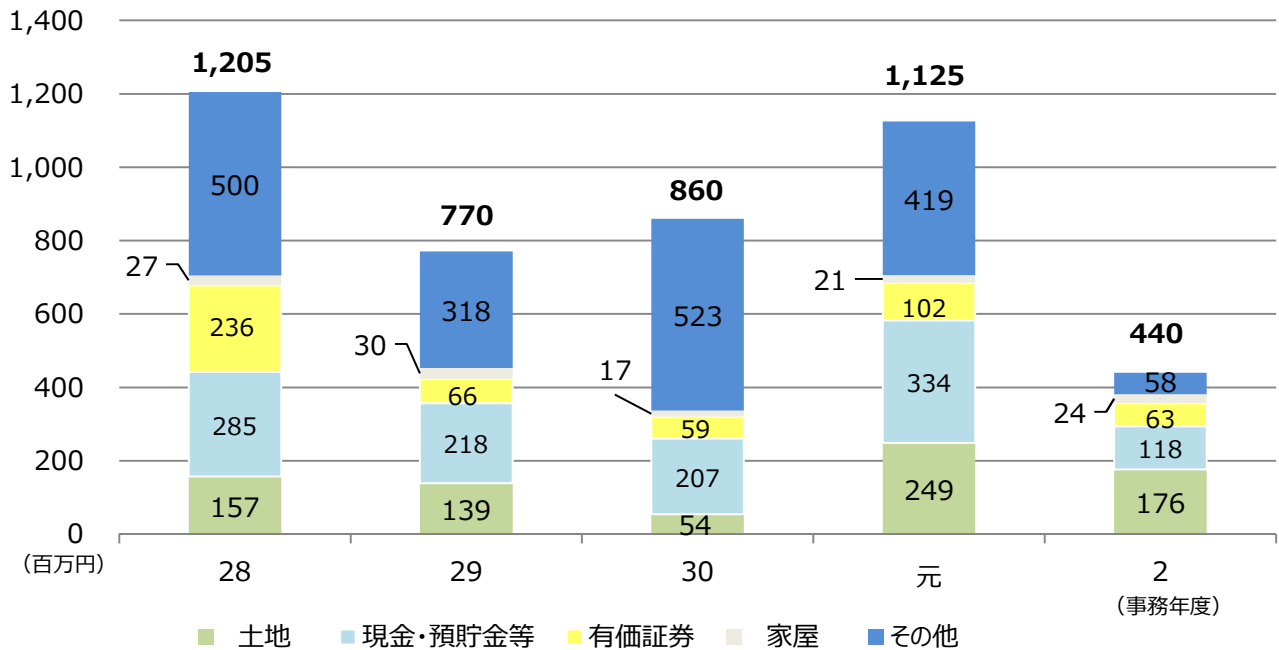
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	65 件	103 件	158.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	16 件	28 件	175.0 %	
③	申告漏れ課税価格	37,805 万円	58,569 万円	154.9 %	
④	追徴税額	本税	3,482 万円	3,521 万円	101.1 %
⑤		加算税	183 万円	180 万円	98.4 %
⑥		合計	3,665 万円	3,701 万円	101.0 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	582 万円	569 万円	97.8 %
⑧	当たった接触	追徴税額 (⑥/①)	56 万円	36 万円	64.3 %

## 3 相続税の簡易な接触の事績の推移

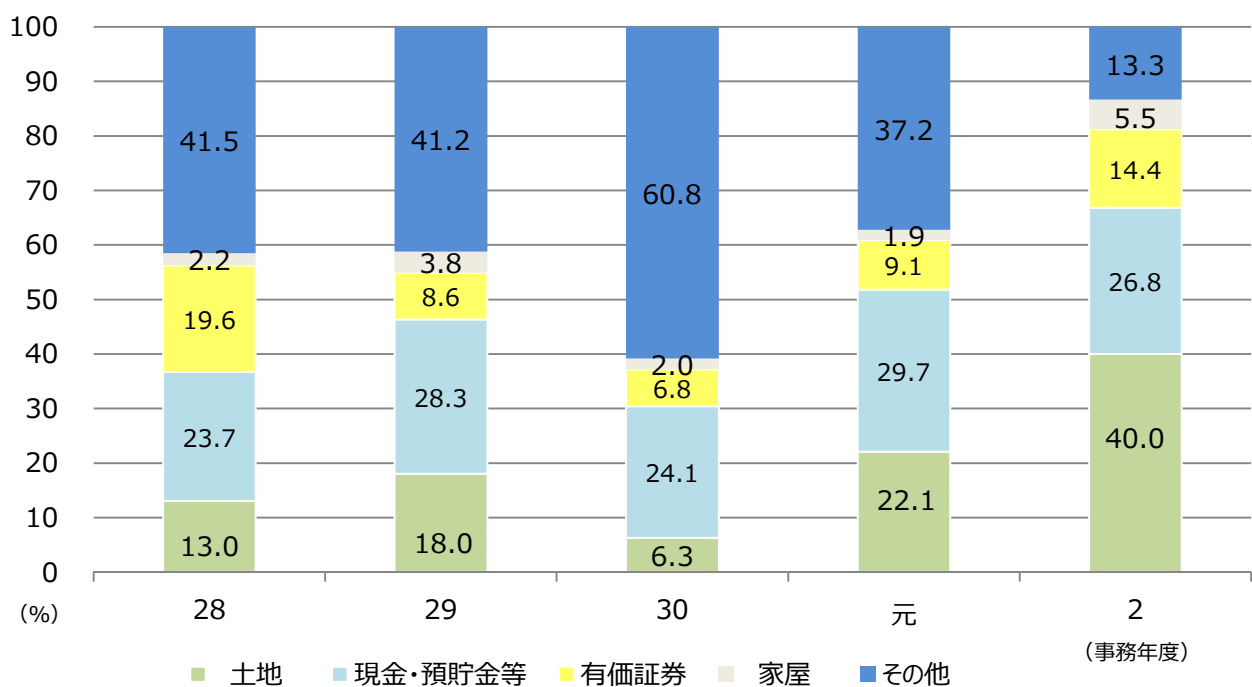


## Ⅱ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



# I 相続税の調査等の状況

## 【岡山県】

### 1 相続税の実地調査事績

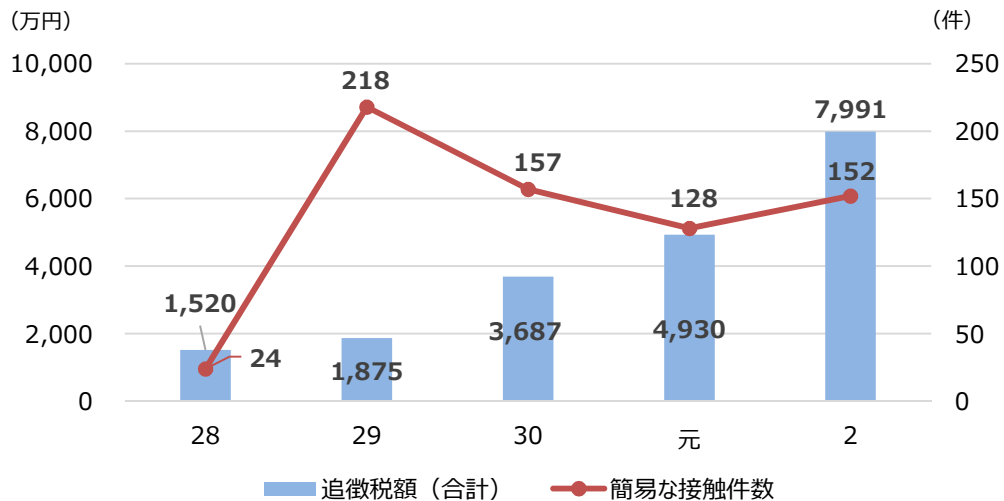
項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和元事務年度	令和2事務年度	
①	実地調査件数	117	67	57.3
②	申告漏れ等の非違件数	97	60	61.9
③	非違割合 (②/①)	82.9	89.6	6.7
④	重加算税賦課件数	16	8	50.0
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.5	13.3	▲3.2
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	3,320	2,816	84.8
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,104	1,031	93.4
⑧	追 徴 税 額	本税	523	79.6
⑨		加算税	140	101.4
⑩		合計	663	83.3
⑪	1 実 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	4,203	148.1
⑫		追徴税額 (⑩/①)	990	145.6

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	128 件	152 件	118.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	33 件	55 件	166.7 %	
③	申告漏れ課税価格	118,600 万円	96,738 万円	81.6 %	
④	追徴税額	本税	4,670 万円	7,744 万円	165.8 %
⑤		加算税	260 万円	247 万円	95.0 %
⑥		合計	4,930 万円	7,991 万円	162.1 %
⑦	1 簡件易 当な た接 り触	申告漏れ課税価格 (③/①)	927 万円	636 万円	68.6 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	39 万円	53 万円	135.9 %

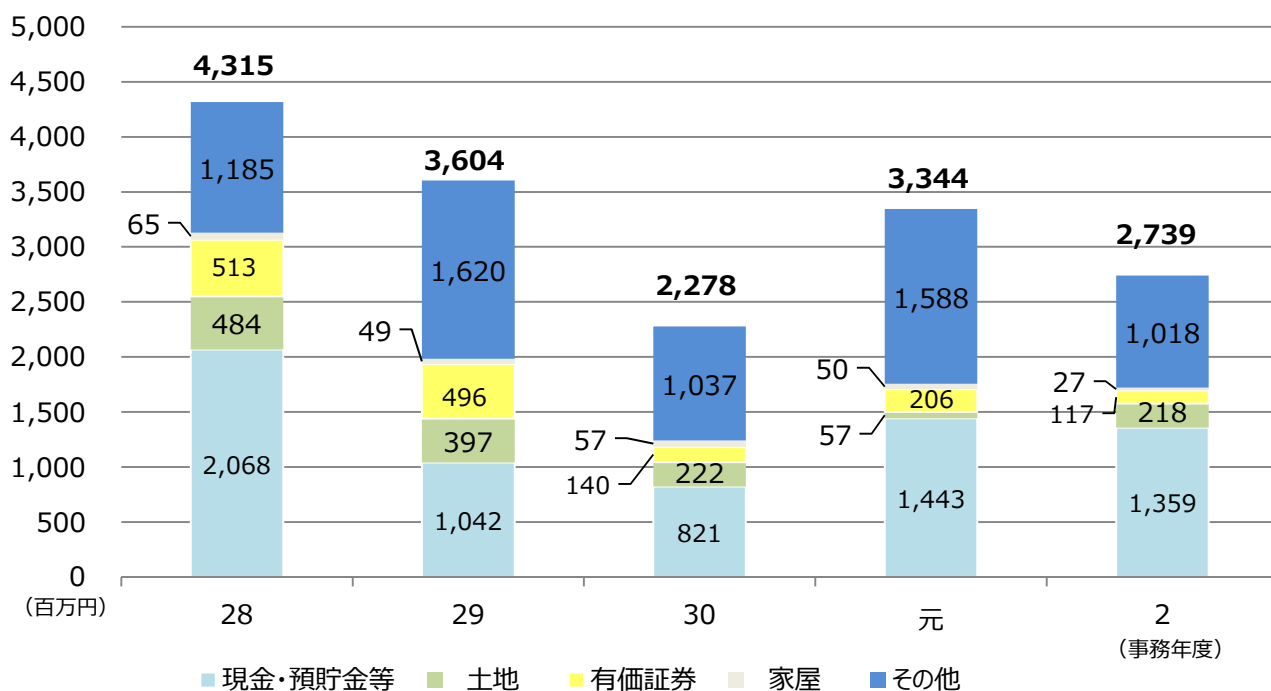
## 3 相続税の簡易な接触の事績の推移



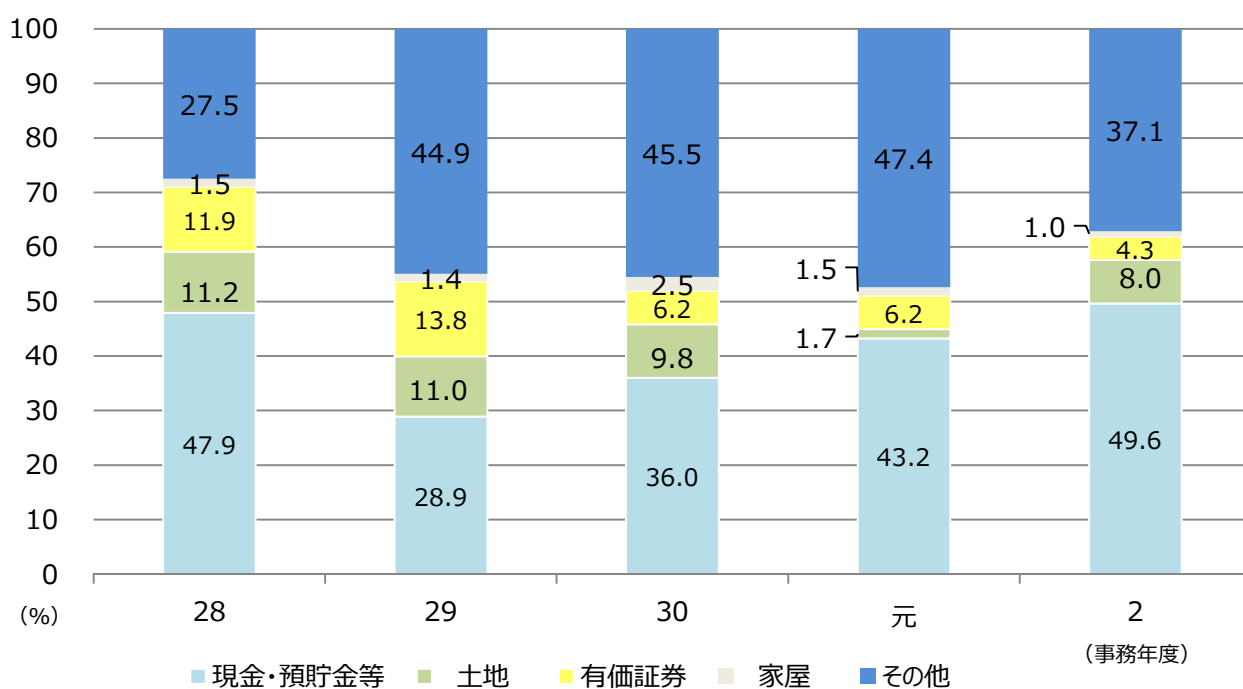


## Ⅱ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



# I 相続税の調査等の状況

## 【広島県】

### 1 相続税の実地調査事績

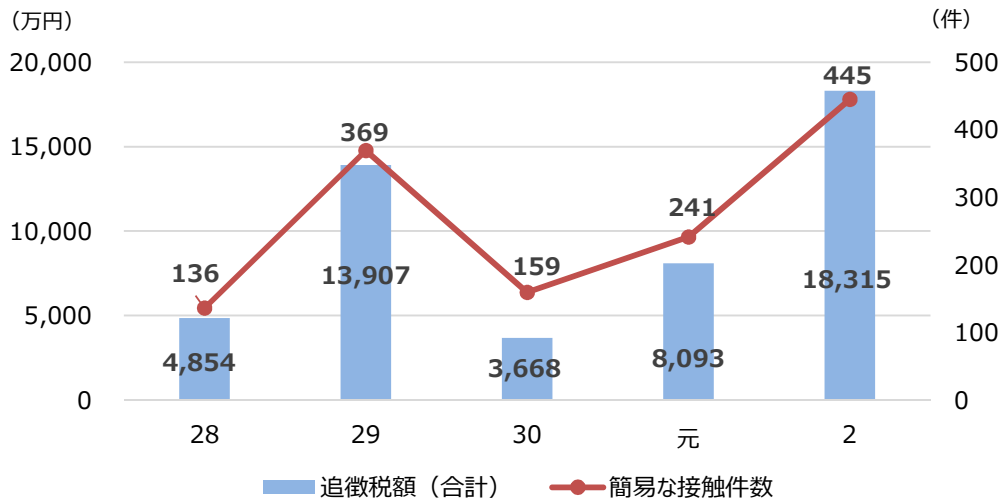
項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和元事務年度	令和2事務年度	
①	実地調査件数	196	99	50.5
②	申告漏れ等の非違件数	167	84	50.3
③	非違割合 (②/①)	85.2	84.8	▲0.4
④	重加算税賦課件数	27	15	55.6
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.2	17.9	1.7
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	4,918	3,295	67.0
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	946	687	72.6
⑧	追徴 税額	本税	789	95.8
⑨		加算税	113	112.4
⑩		合計	902	97.9
⑪	1 実 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	2,509	132.6
⑫		追徴税額 (⑩/①)	460	193.9

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の事績

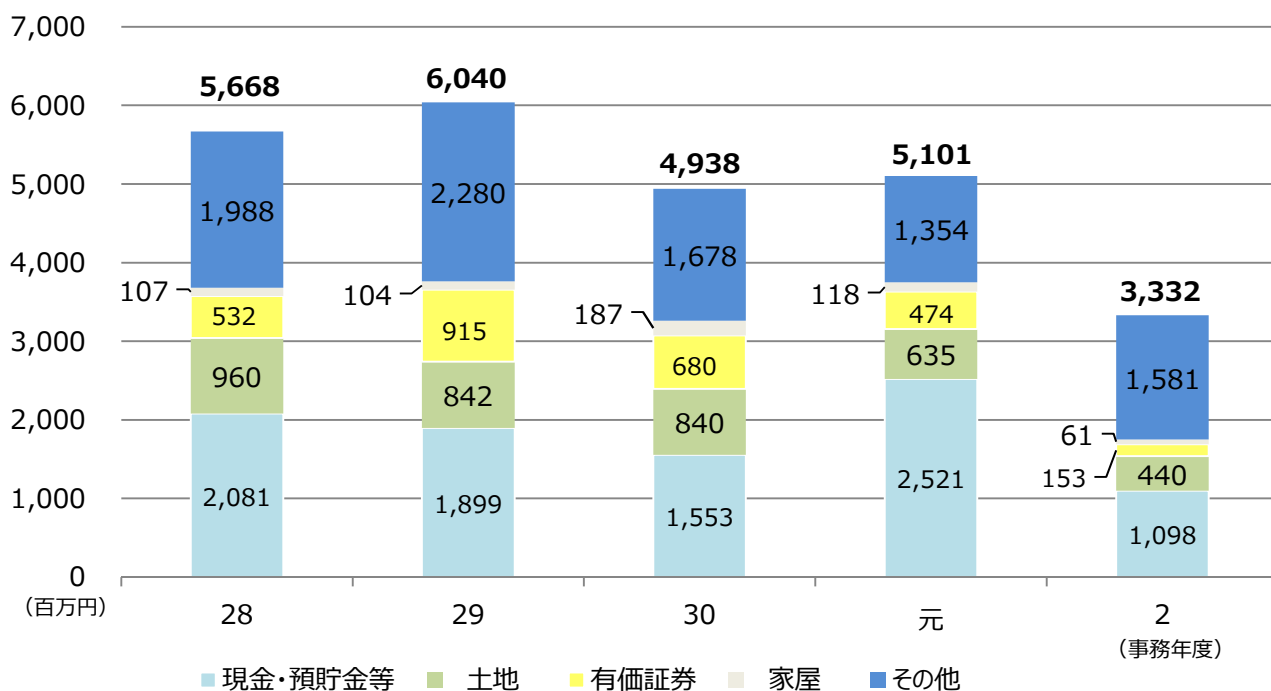
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	241 件	445 件	184.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	54 件	84 件	155.6 %	
③	申告漏れ課税価格	106,884 万円	210,309 万円	196.8 %	
④	追徴税額	本税	7,794 万円	17,480 万円	224.3 %
⑤		加算税	299 万円	835 万円	279.3 %
⑥		合計	8,093 万円	18,315 万円	226.3 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	444 万円	473 万円	106.5 %
⑧	2 簡易な接触	追徴税額 (⑥/①)	34 万円	41 万円	120.6 %

## 3 相続税の簡易な接触の事績の推移

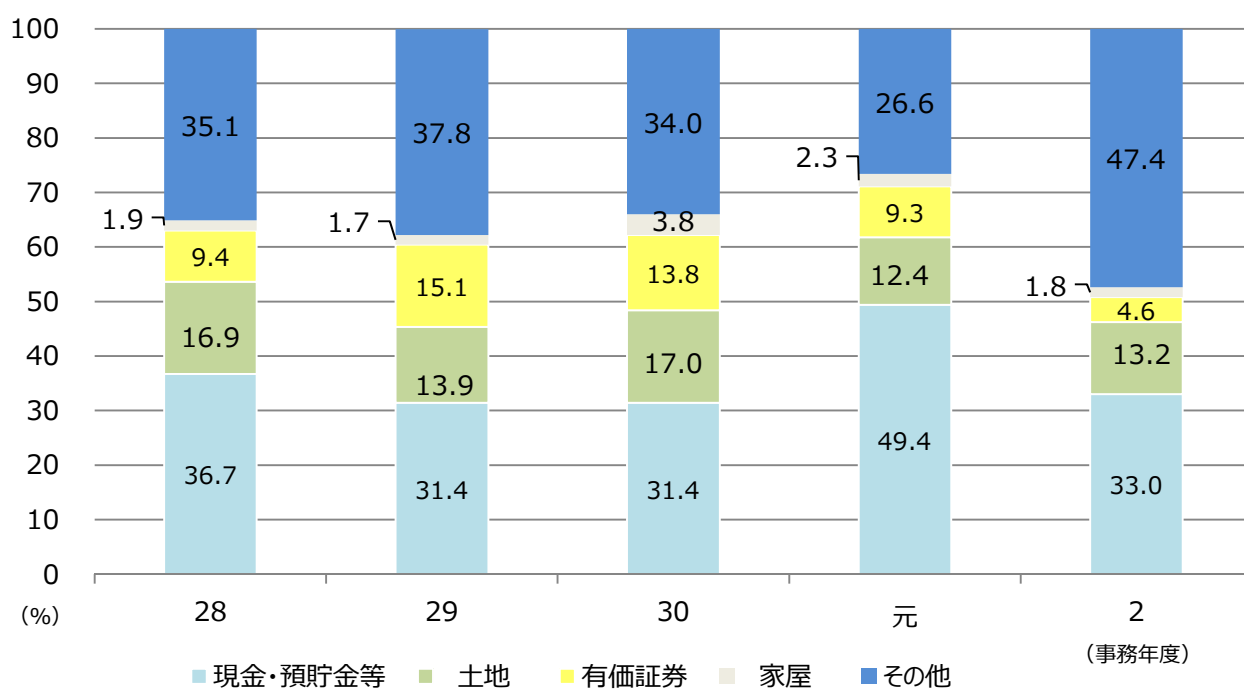


## Ⅱ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



# I 相続税の調査等の状況

## 【山口県】

### 1 相続税の実地調査事績

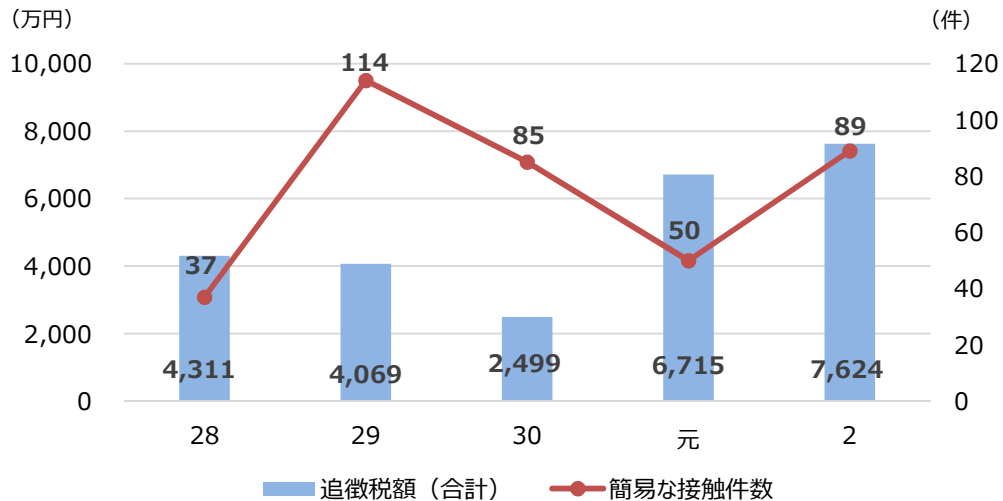
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	実地調査件数	87	41	47.1	
②	申告漏れ等の非違件数	68	32	47.1	
③	非違割合 (②/①)	78.2	78.0	▲0.2	
④	重加算税賦課件数	12	7	58.3	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	17.6	21.9	4.3	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	2,656	936	35.2	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	634	213	33.6	
⑧	追 徴 税 額	本税	455	130	28.6
⑨		加算税	86	17	19.8
⑩		合計	541	147	27.2
⑪	1 実 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	3,053	2,283	74.8
⑫		追徴税額 (⑩/①)	622	359	57.7

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の事績

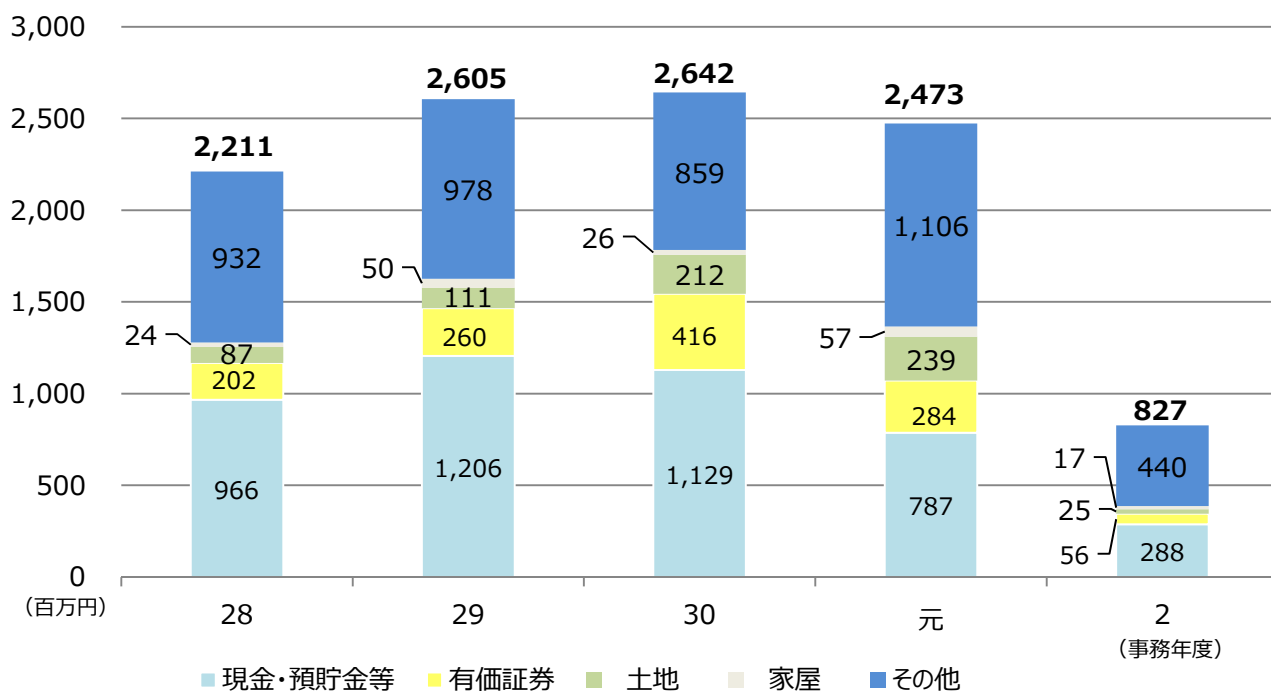
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	50 件	89 件	178.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	21 件	48 件	228.6 %	
③	申告漏れ課税価格	26,291 万円	95,501 万円	363.2 %	
④	追徴税額	本税	6,617 万円	7,223 万円	109.2 %
⑤		加算税	98 万円	401 万円	409.2 %
⑥		合計	6,715 万円	7,624 万円	113.5 %
⑦	1 簡 件 易 当 な 接 り 触	申告漏れ課税価格 (③/①)	526 万円	1,073 万円	204.0 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	134 万円	86 万円	64.2 %

## 3 相続税の簡易な接触の事績の推移



## Ⅱ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

